

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
1K0H22I00020		1L7V2AF0001 0001								
品名 または 件名										
調達・補給・整備業務への A I 導入技術支援役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
市ヶ谷				陸幕						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
現地				令和4年7月8日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和3年12月17日（金）10時00分 中央会計隊入札室（E－ 1 棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 本件は、価格と技術的要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。技術的要素その他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等に関する書類（以下「提案書等」という。）を作成し、期限までに提出しなければならない。
入札者は、納入に要する一切の費用を含め契約金額を見積もるものとする。
- (2) 入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札結果については入札参加者に対し後日別途連絡する。
- (4) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等
ア 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒162－8802 東京都新宿区市谷本村町5－1
陸上自衛隊中央会計隊契約科契約第2班 (TEL:03-3268-3111 内線47565 嶋村)
イ 入札説明書の交付期間
令和3年10月8日（金）～令和3年11月29日（月）09時00分～17時00分
入札説明書の交付については、（2）アに照会のこと
- (5) 競争参加資格の年度は平成31・32・33年度または令和01・02・03年度とする。
- (6) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」
なお、経費率算定業者については、
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

- (7) 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- (8) 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日 17 時 00 分
(前日が休日又は休養日の場合は、その前日) までに担当者必着分を有効とする。
- (9) 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- (10) 入札に参加する者は、令和 3 年 11 月 29 日 (月) までに「資格審査結果通知書 (写)」を提出すること。
(FAX 可)
- (11) 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
令和 3 年 12 月 20 日 (月) 10 時 30 分 中央会計隊入札室 (E-1 棟 6F)
- (12) その他の項目については別紙による。
- (13) 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第 2 班 (TEL:03-3268-3111 内線47565 嶋村)
(FAX:03-5269-5135 (直通))
仕様書に関する問い合わせ先 (TEL:03-3268-3111 内線40760 小野田)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
調達・補給・整備業務への A I 導入技術支援役務	G S L P - S M - 2 0 2 1 - 1	
	防衛大臣承認	—
	作 成	令和 3 年 8 月 1 7 日
	変 更	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課が実施する陸上自衛隊における調達、補給及び整備業務へのA I 導入に係る調査研究及び技術的検証を支援する役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1（以下，“一般共仕”という。）による。

1.2.1

補給管理業務サービス

G S - C 9 0 6 1 9 6 及び G S - C 9 0 6 2 6 9 に H S - X 1 9 2 7 1 5 及び H S - X 1 9 2 7 3 3 が組み込まれ、装備品等の調達、補給及び整備に関する業務を処理するシステムをいう。

1.2.2

業務A P

H S - X 1 9 2 7 1 5 及び H S - X 1 9 2 7 3 3 において納入されたプログラムをいう。

1.2.3

陸自クローズ系クラウド基盤

H S - X 1 9 2 6 4 0 の設計により、陸上自衛隊で運用されているクローズ系システムのサーバ、OS 及びミドルウェア群等をいう。

1.2.4

WBS

プロジェクトに必要な作業を、具体的な作業スケジュールと進捗が把握可能な単位まで詳細化し、階層構造で表したものをいう。

1.2.5

A I

“A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c e” の略であり、人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする人工知能による知的活動をいう。

1.2.6

A I 技術

人間の行い得る知的活動をコンピュータ等に行わせる一連のソフトウェア技術をいう。

1.2.7

基礎データ

業務A P により一次的に生成されたデータであって、データベースに読み込むことができるよう変換・加工処理されたものをいう。

1.2.8

学習用データセット

基礎データに対して、欠測値や外れ値の除去等の前処理や、ラベル情報（正解情報）等の別個のデータの付加等，あるいはこれらを組み合わせて，変換・加工処理を施すことによって，対象とする学習の手法による解析を容易にするために生成された二次的な加工データをいう。

1.2.9

学習用プログラム

学習用データセットの中から一定の規則を見出し，その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを実行するプログラムをいう。

1.2.10

学習済みモデル

「学習済みパラメータ」が組みこまれた「推論プログラム」をいう。

1.2.11

学習済みパラメータ

学習用データセットを学習用プログラムに入力することで，一定の目的のために機械的に調整されることで生成される係数をいう。

1.2.12

推論プログラム

組み込まれた学習済みパラメータを適用することで，入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムをいう。

1.2.13

入力データ

学習済みモデルに入力することでA I 生成物を出力するためのデータをいう。

1.2.14

A I 生成物

学習済みモデルに入力データを入力することで，出力されたデータをいう。

1.2.15

特徴量

学習済みモデルによる分析の際に必要となる，データの特徴を定量的に表現したものをいう。

1.2.16

アセスメント

一定量の基礎データを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証することをいう。

1.2.17

P o C

学習用データセットを用いて官側が希望する精度の学習済みモデルが生成できるかを検証することをいう。

1.2.18

整備経費

ソフトウェア開発・改修経費，ハードウェアの整備経費，システム構築に係る役務経費及び官側の初期教育経費等のA I 技術の導入に必要な経費をいう。

1.2.19

運用経費

ソフトウェア及びハードウェアの維持経費（軽微な保守改修を含む。），システムの維持に係る役務経費及び官側の継続的な教育経費等のA I 技術の運用に必要な経費をいう。

1.2.20

再利用モデル

本役務の成果を利用して生成された新たな学習済みモデルをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
GS-C906196	陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上
GS-C906269	陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上（その2）
HS-X192715	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（令和元年度国債分）
HS-X192733	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（令和2年度国債分）
HS-X192640	陸自クローズ系クラウド基盤の設計

b) 法令等

研究委託契約及び研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令〔昭和45年防衛庁訓令第49号〕

令和3年度補給統制本部統制品目に係る保管品目等の設定要領について（通達）〔補統装計第450号（2.10.27）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置及びその細部事項について（通達）〔陸幕装計第128号（31.4.1）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について〔陸幕装計第34号（1.5.29）〕

公共調達の適正化を図るための契約手続について（通達）〔陸幕会第1205号（27.12.18）〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（2.11.27）〕

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

HS-Z507835L	陸自業務システム（補給管理機能）等維持支援
HS-X192731	陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計（令和2年度国債分）
GS-C906408	陸自クローズ系クラウド基盤構成成品借上
GS-C906433	陸自クローズ系クラウド基盤構成成品借上（増設）

b) 法令等

陸上自衛隊整備規則〔陸上自衛隊達71-4号（2.3.26）〕

陸上自衛隊補給管理規則〔陸上自衛隊達71-5号（19.1.9）〕

陸上自衛隊経費取扱規則〔陸上自衛隊達第13-1号（42.2.18）〕

陸上自衛隊会計事務規則〔陸上自衛隊達第16-4号（50.2.24）〕

陸自業務システム（補給管理業務サービス）の運用及び管理要領について（通達）〔陸幕装計第95号（31.3.19）〕

特許法〔昭和34年法律第121号〕

著作権法〔昭和45年法律第48号〕

知的財産基本法〔平成27年法律第66号〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書〔内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本役務は、HS-X192715及びHS-X192733の設計に基づき、GS-C906196及びGS-C906269で蓄積された補給管理業務サービスの補給・整備・調達に関するデータ等を用いて、陸上自衛隊における装備品等の故障予測、補給品の需要予測及び在庫適正について、本格的なAI技術の導入に向けたアセスメント、POC及びROIを実施し、実現性、課題、解決策、ロードマップ及びこれに要する経費を明らかにする技術支援を実施する。
- b) 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本改修のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策を行う。

2.2 実施計画

a) 実施計画書

次の内容を含む役務実施計画書を作成するものとする。

- 1) 目的・方針等
役務開始・終了条件を含めるものとする。
- 2) 実施作業
作業フロー及び作業概要を含めるものとする。
- 3) 体制
官側、契約相手方及び関連事業者を含めた実施体制図、役割分担並びに官側と契約相手方間における進捗管理・課題対応の手順を含めるものとする。
なお、契約相手方については、名簿（経験年数、開発に従事したシステムの内容、本契約に関連する保有資格を記したもの）を含めるものとする。
- 4) スケジュール
単位ごとの目標とする期間を含めるものとする。
- 5) 実施環境
利用する環境、実施端末・ツール及びハードウェア設置場所の運用基準を含めるものとする。
- 6) 重視事項
作業実施上のリスク、その予防的対策及び顕在化した場合の対応策を含めるものとする。

b) 進捗管理

進捗管理は、次の内容を実施するものとする。

- 1) 役務実施状況の分析による進捗状況の把握
契約の相手方は、WBSによる進捗管理を実施する。この際、進捗に遅れが発生した場合には、原因を分析し、対応策を講じるとともに再発防止策を文書等によって、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課補給管理班（以下、“陸幕補給管理班”という。）へ報告する。
- 2) 官側との調整に基づく実施スケジュールの見直し
- 3) 実施計画書の修正
- 4) 本役務実施に関する各種申請・調整等管理

5) 作業実施管理

2.3 アセスメント

a) 環境確認及びデータ抽出

G S - C 9 0 6 1 9 6 及び G S - C 9 0 6 2 6 9 の環境、保有する基礎データを確認し、学習用データセットを生成するものとする。

- 1) 官側は、基礎データを契約の相手方に提供する。提供する基礎データの件数と形式は、別途、調整するものとする。
- 2) 官側は、基礎データの正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しないものとする。
- 3) 契約の相手方は、官側が提供を行った基礎データの内容に誤りがあった場合、又はかかる提供等を遅延した場合、これらの誤り又は遅延によって生じた本役務の遅延、納入品の契約不適合等の結果について、責任を負わないものとする。

b) 基礎分析

- 1) 学習用データセットを複数の観点で集計し、基礎的な統計情報を生成する。
- 2) 学習用データセットの量及び質が学習用プログラム及び学習済みモデルを生成するに十分か検証するものとする。
- 3) 学習用プログラム及び学習済みモデルの生成可能性について、検討するものとする。

2.4 P o C（概念実証）

a) 学習用プログラム及び学習済みモデルの作成

学習用データセットを用いて、学習済みモデルを生成するために必要な学習用プログラムを生成するとともに、学習済みモデルを必要数生成するものとする。

b) 評価及び改善

生成された学習済みモデルについて、必要な改善内容を検討するものとする。指標の一例を次に示す。

- a) RMSE (R o o t m e a n s q u a r e d e r r o r) 平方根平均二乗誤差
- b) MAE (M e a n a b s o l u t e e r r o r) 平均絶対誤差
- c) 正解率
- d) 適合率
- e) 再現性
- f) 過学習

2.5 R O I（投資利益率）

- a) A I 技術の導入における経済的効果の見込みを、整備経費及び運用経費を投資額とした場合の R O I を検証するものとする。指標の一例を次に示す。

- 1) 平均修理時間の短縮
- 2) 無異動在庫の減少
- 3) 関係職員による業務処理時間の短縮

- b) 整備経費及び運用経費ともに、活用する民生品等の量産効果（市場価格）並びに成果の民間市場における活用の可能性がある場合は、民生向け製品の期待する量産効果を考慮し、防衛向け製品による量産効果は原則考慮しない条件で設定するものとする。また、整備経費及び運用経費を設定する際、海外市場は考慮しないものとする。

2.6 実現性、課題・解決策及びロードマップ

a) 実現性

- 1) 最新の技術的動向を整理し、技術的な実現性や回答精度、運用時の利便性や経費等を踏まえて検討するものとする。
この際、トレードオフ項目についても検討するものとする。
- 2) 検討に用いた学習済みモデルの概要（使用したアルゴリズム、学習済みモデルを構成する学習済みパラメータ、推論プログラム及び分析に用いる特徴量等）を明らかにした上で、検討するものとする。
- 3) 検討に用いたP o C環境の要件及び動作環境を明らかにした上で、検討するものとする。
この際、動作環境は、現在補給管理業務サービスが動作している陸自業務用電算機ネットワーク基盤上及び陸自クローズ系クラウドシステム基盤等を含む最適な基盤上での動作を考慮するものとする。

b) 課題・解決策

- 1) 実現性の検討において案出された課題の解決策及びこれに整備経費及び運用経費を検討するものとする。
- 2) A I 技術の導入後、学習モデルの陳腐化への対処方法等を努めて容易（自動的）かつ迅速に反映が可能となる仕組みを検討するものとする。
- 3) A I 生成物が信頼できない場合の手動対応への切替要領及び未知のデータに対応できない場合における処理要領について検討するものとする。

c) ロードマップ

令和5年度からの10年後までの期間をライフサイクル期間として、ロードマップを検討するものとする。

2.7 結果報告

a) 調整会同

契約の相手方は、必要に応じて電子的な手段による状況報告を随時行うとともに、1か月に1回を基準として、官側との調整会同を実施し、次の内容を含む調整会議事録を作成する。なお、重大な課題や問題が発生した場合が発生した場合及び官側から指示があった場合においては、官側に対し、速やかに報告するものとする。

- 1) 本役務の進捗状況
- 2) 本役務遂行における問題点及び解決策等の調整状況及び結果

b) 中間報告

契約の相手方は、契約締結日から契約期間の中頃までの間に、官側に対する中間報告会を実施し、アセスメント結果を含む中間報告書を作成するものとする。

c) 成果報告

契約の相手方は、契約期間の中頃から契約納期までの間に、官側に対する成果報告会を実施し、次の内容を含む成果報告書を作成するものとする。

この際、契約の相手方における固有の著作権に係る事項に関する報告書への記載要領については別途官側と協議する。

- 1) P o C（概念実証）結果
- 2) R O I（投資利益率）結果
- 3) 実現性、課題・解決策及びロードマップ
- 4) 学習用データセットの構成

5) 学習済みモデルの概要

2.8 役務実施場所等

2.8.1 役務実施場所

役務実施場所は、補給統制本部（十条）及びシステム通信団（市ヶ谷）とする。ただし、官側が準備する機微なデータの持ち出しを伴わない作業については、官側の承認を得た上で、契約の相手方がの負担により準備するGLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”において作業することも可とする。

2.8.2 役務実施環境の準備、設置等

- a) 役務実施場所に、本役務に必要となる設備、ソフトウェア等を契約相手方の負担により導入し、役務実施環境を準備するものとする。
- b) 補給統制本部（十条）及びシステム通信団（市ヶ谷）における役務実施場所は、官側が別途指定する場所であり、かつ、外部ネットワークとは接続できないことを前提とする。

3 監督・検査

3.1 監督

- a) 契約の相手方は、**実施計画書**及び**図1 作業従事者名簿**を実施計画書の一部を成すものとして、作成し、監督官の確認を受けるものとする。
なお、作業従事者名簿に変更があった場合は、速やかに新しい名簿を監督官に提出し、確認を受けるものとする。
- b) 契約の相手方は、毎月作業終了後、**図2 作業確認書**を作成し、監督官の確認を受けるものとする。
- c) 契約の相手方は、**調整会議議事録**を作成し、監督官の確認を受けるものとする。

3.2 検査

- a) 契約の相手方は、作成した**実施計画書**について、検査官の承認を受けるものとする。
- b) 契約の相手方は、**中間報告書**及び**成果報告書**が**実施計画書**に基づき作成されていることについて、検査官の承認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

4.1.1 組織に関する要求

組織に関する要求は、次による。

なお、“防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）”の第4項

（1）の従事者名簿及び該当する場合は（2），（3），（4）を入札説明書に記載された提出期限までに1部作成し、契約担当官に提出するものとする。

- a) 契約の相手方は、日本国内に本社を有するものとする。
- b) 日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有するものとする。
- c) 企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を自社で取得しているものとする。
- d) 品質管理体制について、ISO9001の認証を取得、または同等の管理体制を保持しているものとする。

4.1.2 プロジェクトマネージャに関する要求

本役務の責任者たるプロジェクトマネージャに関する要求は、次による。

- a) 日本国籍をもつものとする。
- b) 次に示すいずれかの条件を満たさなければならない。
 - 1) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ（P M）試験の合格者とする。また、日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有する者とする。
 - 2) 米国プロジェクトマネジメント協会のPMP（P r o j e c t M a n a g e m e n t P r o f e s s i o n a l）資格を有する者とする。

4.1.3 役務従事者に関する要求

役務従事者に関する要求は、次による。

- a) 日本国籍をもつものとする。
- b) A Iを用いた業務最適化に係る調査・分析・改善提案等の業務に従事した経験を有する者とする。

4.2 報告書等の作成及び提出要領

報告書等の作成及び提出要領は、次による。

- a) 納入品及び提出書類（以下，“納入品等”という。）の記述は、日本語によるものとし、努めて図表、写真等を用いて分かりやすく説明するものとする。公刊資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、当該資料の出处及び引用・参照箇所を分かりやすく適切に記載するものとし、W e bサイトより引用・参照を行う場合には、情報源の信頼性確保のため可能な限り一次情報源を使用するものとする。ヒアリング等による調査に基づくものは、その旨を記載するものとする。
- b) 図表は、原則Microsoft Office製品で編集可能なものを添付するものとする。Microsoft Office製品以外で作成された図表については、作成した製品で編集可能な電子ファイルを併せて提出するものとする。
- c) 電子記憶媒体の種類及び記憶方式は、官側との調整によるものとし、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。

4.3 納入品

4.3.2 成果報告書

契約の相手方は、成果報告会終了後速やかに、成果報告書を作成し、陸幕補給管理班の確認を受けた後、陸幕補給管理班に電子記憶媒体1式により提出する。

4.4 提出書類

4.4.1 実施計画書

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、実施計画書を作成し、陸幕補給管理班の確認を受けた後、陸幕補給管理班に電子記憶媒体1式により提出する。
- b) 記載内容については、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき、作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、コミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理などに関する実施要領を記載するものとする。

4.4.2 中間報告書

契約の相手方は、中間報告会終了後速やかに、中間報告書を作成し、陸幕補給管理班の確認を受けた後、陸幕補給管理班に電子記憶媒体1式により提出する。

4.4.3 調整会同事録

契約の相手方は、調整会同実施後、速やかに、調整会同事録を作成し、陸幕補給管理班の確認を受けた後、陸幕補給管理班に電子記憶媒体 1 式を提出する。

4.4.4 知的財産管理報告書

契約の相手方は、成果報告会実施後、速やかに、**一般共仕の図 1 1**により、知的財産管理報告書を作成し、陸幕補給管理班の確認を受けた後、陸幕補給管理班に電子記憶媒体 1 式を提出する。

4.5 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、**一般共仕の箇条 5**によるものとし、**表 1**に示すほか、官側が必要と認めたものとする。

表 1－無償貸付品

番号	品名	数量	貸付期間	貸付場所
陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修 （令和元年度国債分）		－	官側との調整による。	官側との調整による。
1	共通設計書	1 式		
2	概要設計書	1 式		
3	詳細設計書	1 式		
4	操作手順書	1 式		
陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修 （令和 2 年度国債分）		－	官側との調整による。	官側との調整による。
1	共通設計書	1 式		
2	概要設計書	1 式		
3	詳細設計書	1 式		
4	操作手順書	1 式		

4.6 情報保全

契約の相手方は、本役務の履行によって知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく契約担当官及び監督官に通知するものとする。

- 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.7 役務実施場所などへの立入りについて

役務実施場所などへの立入りについては、GLT-CG-Z500002の6.2による。

4.8 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に当たって、第三者の著作権その他の権利（以下，“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) 本役務において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は、次によるものとする。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与（以下，“利用”という。）することができる。
- c) 本役務の履行に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害等の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任、負担において一切を処理するものとする。

1) ドキュメント ドキュメントは、次による。

- 1.1) 契約の相手方等が従来から保有していたドキュメントの著作権及び所有権は、契約相手方等に留保されるものとする。
- 1.2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントのうち、納入品及び提出書類中の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。
- 1.3) 官側は、著作権が官側に帰属するドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することができる。
- 1.4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び1.3)以外の共同著作権行使をする場合は、契約の相手方と事前に協議の上、その同意を得るものとする。
- 1.5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権は行使しないものとする。

2) 学習用データセット 学習用データセットは、次による。

- 2.1) この契約で新たに契約の相手方が生成した学習用データセットの著作権は、官側と契約の相手方の共有とし、所有権は契約の相手方に帰属するものとする。
- 2.2) 官側は、自ら利用するために必要と認められる範囲において、学習用データセットを利用して、**再利用モデル**を生成することができるものとする。
- 2.3) 官側は、自ら利用するために必要と認められる範囲を除き、第三者に学習用データセットそのものを開示、利用許諾、提供してはならないものとする。
- 2.4) 契約の相手方は、第三者に学習用データセットそのものを開示、利用許諾、提供してはならないものとする。

3) 学習済みモデル 学習済みモデルは、次による。

- 3.1) この契約で新たに契約の相手方が生成した学習済みモデルの著作権及び所有権は、契約の相手方に帰属するものとする。
 - 3.2) 契約の相手方は、学習済みモデルを本役務のための自己利用の他、第三者が日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体、その他に属さない限り、**再利用モデル**の生成のために利用することができるものとする。
 - 3.3) 契約の相手方は、第三者が日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体、その他に属さない限り、学習済みモデルそのものを開示、利用許諾、提供することができるものとする。
- c) 契約の相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告するものとする。また、契約の相手

方は、官側に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所について、官側に報告するものとする。本報告は、知的財産権管理報告書を作成し、陸幕補給管理班に電子記憶媒体1式を提出して行うものとする。

- d) 本役務の過程で生じた発明その他の知的財産（以下，“発明等”という。）にかかる特許権その他の知的財産権（以下，“特許権等”という。）は、当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- e) 官側及び契約の相手方が共同で行った発明等にかかる特許権等については、官側及び契約の相手方の共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、官側及び契約の相手方は、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施または行使することができるものとする。
- f) 官側及び契約の相手方は、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践するものとする。
- g) 契約の相手方は、本役務終了後、本役務に関する内容について国内外展示会や学会において発表等を実施する場合は、官側と調整のうえ必要な手続等を行うものとする。
- h) 契約の相手方は、本役務終了後、本役務において創出された成果を民間市場において活用する場合は、官側と調整のうえ必要な手続を行うものとする。

4.9 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、契約の相手方が支援を希望する1か月前を基準として担当官に申請するものとし、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.10 再委託

再委託は、次による。

- a) 以下の作業は、本役務の主たる部分であるため再委託することはできないものとする。
 - 1) 実施計画書の作成
 - 2) 成果報告書の作成
- b) 本役務の一部を再委託する場合には、官側と調整のうえ、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、必要な届出を実施する。

4.11 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の8.3による。

作 業 実 施 者 名 簿

番号	所 属	職 位	氏 名	備考 (資格等)

図 1－作業実施者名簿

作 業 確 認 書

調達要求番号			契約番号		
契約件名	補給管理業務サービス用 A I 導入技術支援役務				
会社名			契約の相手方 責任者	〈電子印・署名（基準）〉	
役務報告期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
作業担当者（※1） （多数時は別表を添付）	① ② ③ ④ ⑤				
項 目	作業指示書項番	月間作業時間（H）		作業実施者 （※1欄より該当者の番号を指定）	備考
		自衛隊施設等	官側が許可した契約の相手方事務所等		

注記 項目は、の仕様書2.2から2.7の項目を記入する。

図 2－作業確認書

一般競争入札（総合評価落札方式）

競争参加表明書

件 名：調達・補給・整備業務へのA I 導入技術支援役務
公告番号：公告第 f 0 0 1 号（3.1 0. 8）

標記事業の契約に関して関心がありますので、中央会計隊「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」を承諾の上、参加を表明します。

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊契約科長 牛 崎 真由美 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所

会 社 名

代表者名

令和3年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署のうえお届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者

入札書
見積書

調達要求番号	1L7V2AF0001	契約実施計画番号	1K0H22I00020
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

(消費税抜き)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
調達・補給・整備業務へのAI導入技術支援役務	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
計					
納 入 場 所	市ヶ谷	納 期	令和4年7月8日		
入 札 保 証 金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美 殿

住所
会社
代表者
氏名